## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

## 「1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

### 現状分析

市内の公共交通として、黒石駅を有する弘南鉄道のほか、民間のバス会社が運行する市内を起終点とするバス路線が回遊バス(ぷらっと号)を含め24系統あり、市内外を連絡している。

また、回遊バス(ぷらっと号)は、福祉の増進と中心商店街の活性化に役立てるため、気軽に通院や買い物などに利用できるミニバスを運行している。主に既存の路線バスが運行していないコースを選定し、公共施設等を回遊しながら、交通空白地帯と中心商店街を結んでいる。この市回遊バスは5コース29便が運行され、運賃100円のコミュニティバスとして市民に親しまれているが、平成25年から平成28年の利用者数は減少しており、ピーク時の約65%まで落ち込んでいる。

市民意識調査の結果からも、中心市街地を利用する際の交通手段は「自家用車」が 82.9%と突出して多く、次に「徒歩」、「自転車」の順となっている。公共交通機関である路線バスを利用する割合は 1%程度となっており、コミュニティバスの利便性の改善等が求められている。

来街者調査の来街手段についても「路線バス」は平日・休日ともに1割をきっており、「コミュニティバス」、「観光バス」はさらに低い回答となった。

平成17年から隔年で行っている商店街交通量調査によると、中心市街地内の歩行者通行量について も減少傾向にあり、市民や観光客が安心して回遊・散策できる交通手段が求められている。

市民意識調査による黒石市の問題点・課題点としても「バスや交通などの便が良くない」が多く挙がっている。

#### 事業の必要性

高齢社会に対応し、高齢者を含めた誰もが気軽かつ安全に中心市街地へ訪れることが出来るよう、市内のバス運行事業については、これまでの取り組みを継続しながら、公共交通全体の見直しも含め、さらなる利便性向上に向けた取り組みを検討する必要がある。

#### フォローアップ

基本計画に位置付けられた各事業については、計画期間の各年度に進捗状況を調査し、状況に応じて 事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街 地活性化の効果的な推進を図るものとする。

## [2] 具体的事業の内容

- (1)法に定める特別の措置に関連する事業 該当なし
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業該当なし
- (2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業該当なし

# (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現す るための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の事項
事業名 8-①	黒石市	回遊バスを継続して運行		
回遊バス運行事業		し、中心市街地への効率的な		
<u>内容</u>		バス路線の検討・見直しを図		
中心市街地と周辺居住		る。また、バス停や待合所の		
区域を結ぶ市内循環バ		多言語化のほか、店舗の前へ		
スの運行		バス停を設置するなどの取り		
<u>実施時期</u>		組みを行い、中心市街地の商		
平成 10 年度~		業環境の向上、街なか観光の		
		振興、来街者の利便性の向上、		
		街なか居住の促進を図る。		

